

# 関税(再)賦課決定通知書

(内国消費税等(再)賦課決定通知書兼用)

税関様式C第1041号

(再)賦課決定第 ( ) 号

平成 年 月 日

(納税者)	
住所	
氏名又は名称	殿
代理人	殿

下記の貨物に対する税額を関税法  
 第 条第 項、国税通則法  
 第 条第 項及び地方税法  
 第72条の100第1項の規定により  
 (税関官署の長) 印

下記のとおりに決定したので、関税法  
 第 条第 項、国税通則法  
 第 条第 項及び地方税法  
 第72条の100第1項の規定により通知します。

通知理由等	
-------	--

納付すべき税額の合計額			還付する金額の合計額		延滞税	注意の計算による金額の合計額	
税科目	税額(円)	告知書番号	税科目	金額(円)		関税法第12条第6項による免除	免除する延滞税の額

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額は上記表のとおりとなります。  
 納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、  
 平成 年 月 日(納期限)までに同封の納税告知書又は納付書により納付して下さい。

欄	品名 税番	再決定前		再決定後		法定納期限
		再決定前	再決定後	再決定前	再決定後	
再決定前通知書番号	区分	課税標準		税率	税額(円)	
		正味数量	価格(円)		減免税額(円)	納付すべき税額又は△還付する金額
税科目	再決定前					
	再決定後					
	再決定前					
	再決定後					
	再決定前					
	再決定後					
	再決定前					
	再決定後					

(注 意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の計算の算式

$$\boxed{\text{延滞税の額}} = \boxed{\text{納付すべき本税の額}} \times \boxed{\frac{\text{期間(日数)}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}} \times \boxed{\frac{\text{延滞税の割合}}{7.3\% \text{ (注)}}} \times \boxed{\frac{1}{365}}$$

(注) 納期限の翌日から2月を経過した日以降は14.6%

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以降……年「14.6%」

- (2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を提出しなければなりません。上記表に延滞税免除の旨の記載がある場合は、その必要がありません。
- (3) 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要はありません。また、納付すべき税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、その端数を切り捨て後の税額により延滞税の額を計算して下さい。
- (4) 計算した延滞税の額が、1,000円未満の場合にはこれを納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てして下さい。
- (5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき税額として計算して下さい。